

京都市上下水道局組織及び事務処理規程等の一部を改正する規程を公布する。

平成29年7月14日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 山添 洋司

京都市上下水道局管理規程第2号

京都市上下水道局組織及び事務処理規程等の一部を改正する規程
(京都市上下水道局組織及び事務処理規程の一部改正)

第1条 京都市上下水道局組織及び事務処理規程の一部を次のように改正する。

「

第1条第2項の表中	右京営業所	お客さまサービス係長, 料金係長	を
	西京営業所	お客さまサービス係長, 料金係長	

」

「

西部営業所	お客さまサービス係長, 料金第1係長, 料金第2係長	に改める。
-------	-------------------------------	-------

」

第1条第6項第4号を次のように改める。

(4) 西部営業所 京都市右京区太秦安井一町田町14番地

第1条第6項第5号を削り、同項第6号を同項第5号とし、同項第7号を同項第6号とし、同項第8号を同項第7号とし、同項第9号中「京都市右京区山ノ内五反田町15番地」を「京都市右京区太秦安井一町田町14番地」に改め、同号から同項第16号までを1号ずつ繰り上げ、同項第17号中「京都市上京区丸太町通智恵光院下る東入主税町936番地」を「京都市右京区太秦安井一町田町14番地」に改め、同号から同項第22号までを1号ずつ繰り上げ、同条第7項中「右京営業所」を「西部営業所」に改める。

第2条第9項中「右京営業所」を「西部営業所」に改める。

第10条浄水場の款第1号中「ポンプ場揚水方式のものに限る。以下」の右に「この項において」を加え、同条疏水事務所の款施設系の項第2号中「浄水場の取水、導水施

設」を「取水導水の施設」に改め、「(浄水場)の右に「及び施設管理事務所」を加え、同条施設管理事務所の款施設系の項第2号を削り、同項第5号を同項第6号とし、同項第4号を同項第5号とし、同項第3号を同項第2号とし、同号の次に次の2号を加える。

(3) 山間地域の取水導水、浄水、送水、配水及び排水処理の設備の維持管理に関する
こと。

(4) 山間地域の取水導水、浄水、送水、配水及び排水処理の作業に関すること。

(京都市上下水道局専決規程の一部改正)

第2条 京都市上下水道局専決規程の一部を次のように改正する。

別表第2人材育成担当課長の項第3号中「衛生管理者」を「総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者」に改め、「安全運転管理者」の右に「副安全運転管理者」を加える。

(京都市上下水道局職員給与規程の一部改正)

第3条 京都市上下水道局職員給与規程の一部を次のように改正する。

第19条の4第3項第3号中「右京営業所京北分室」を「西部営業所京北分室」に改める。

(京都市上下水道局安全衛生管理規程の一部改正)

第4条 京都市上下水道局安全衛生管理規程の一部を次のように改正する。

第2条第1項第6号中「安全運転管理者」の右に「及び副安全運転管理者」を加える。

第3条第1項中「別表事業所の欄に掲げる事業所ごとに置くものとし、同表(1)の欄に掲げる者をもって充てる」を「別表に掲げる事業所その他これに準じるもののうち管理者が必要と認めるもの(以下「事業所等」という。)に属する課長の職に相当する職以上の職員のうちから、管理者が選任するものとする」に改め、同条第2項第9号中「事業所」を「事業所等」に改める。

第4条第1項中「別表事業所の欄に掲げる事業所ごとに置くものとし、同表(2)の欄に掲げる者をもって充てる」を「事業所等に属する係長の職に相当する職以上の職員のうちから、管理者が選任するものとする」に改める。

第5条第1項中「別表事業所の欄に掲げる事業所ごとに管理者が選任するものとし、その人数は、局本庁舎については2名、その他の事業所については1名とする」を「事業所等に属する係長の職に相当する職以上の職員のうちから、管理者が選任するものとする」に改める。

第8条の見出しを「(安全運転管理者等)」に改め、同条第1項中「別表事業所の欄に掲げる事業所ごとに管理者が選任するものとし、その人数は、局本庁舎については車両を保有する課にそれぞれ1名、その他の事業所については1名とする」を「車両を保有する事業所等に属する係長の職に相当する職以上の職員のうちから、管理者が選任するものとする」に改め、同条第2項中「安全運転管理者」の右に「及び副安全運転管理者」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 副安全運転管理者は、事業所等の車両保有台数が20台を超えるときは、当該事業所等に属する職員のうちから、超える台数20台までごとに1人を、管理者が選任するものとする。

第9条中「第8条第2項」を「前条第3項」に改める。

第15条の見出し中「事業所」を「事業所等」に改め、同条中「別表事業所の欄に掲げる」を削り、「事業所ごと」を「事業所等ごと」に改める。

別表を次のように改め、備考を削る。

別表（第3条から第5条まで、第8条及び第15条関係）

事業所
局本庁舎，太秦庁舎，資器材・防災センター，東部営業所，北部営業所，左京営業所，南部営業所，水質第1課，水質第2課，蹴上浄水場，松ヶ崎浄水場，新山科浄水場，疏水事務所，施設管理事務所，南部配水管理課，南部給水工事課，水道管路建設事務所，きた下水道管路管理センター，みなみ下水道管路管理センター，ポンプ施設事務所，下水道建設事務所，鳥羽水環境保全センター，鳥羽水環境保全センター吉祥院支所，伏見水環境保全センター及び石田水環境保全センター

附 則

この規程は、平成29年7月18日から施行する。

(上下水道局総務部職員課)